

- 平成30年度は、国民健康保険の都道府県化、地域包括ケアシステムの構築など、地方自治体に関わる社会保障制度の大きな転換期であり、的確な行政運営を図るため、本県の行政組織も、現行の健康福祉部を「子ども・福祉部(仮称)」と「医療保健部(仮称)」の2部に再編・充実する予定である。
- この機をとらえ、三重県に暮らす子どもたちが、未来に向かって、不安や葛藤を乗り越え、チャンスをつかみ、希望をかなえるための挑戦を持続的に支援できるよう、平成30年度当初予算において、超過課税の税収の一部を原資とする「子ども基金(仮称)」を創設し、企業も含めた社会全体で子どもたちを応援していくための財源を安定的に確保する。
- このことに加え、国体開催を見据えて今後特に注力しなければならない施策を着実に実施していくため、基金の創設に併せて超過課税の配分率を変更し、資源配分を最適化させる。

[現行]

福祉基金	中小企業振興基金	体育スポーツ 振興基金	環境保全基金
35%	34%	25%	6%

[変更案(平成30年度～)]

福祉基金	<u>子ども基金</u> (仮称)	中小企業 振興基金	体育スポーツ 振興基金	環境保全基金
<u>25%</u>	<u>12%</u>	34%	<u>27%</u>	<u>2%</u>

※現行の超過課税は、平成28年1月1日から平成32年12月31日までの間の措置。

子ども基金（仮称）の創設について

1 法人県民税の超過課税にかかる基金の現状

法人県民税の超過課税で得られた税収は、現在、「福祉基金」、「中小企業振興基金」、「体育スポーツ振興基金」、「環境保全基金」の4つの基金に充当され、それぞれの基金の目的に沿った事業に活用されている。

このうち三重県福祉基金には、当該税収の35%が配分され、高齢者等の保健福祉の向上にかかる事業の財源となっている。

2 子ども基金（仮称）の創設

- 三重県に暮らす子どもたちが、未来に向かって、不安や葛藤を乗り越え、チャンスをつかみ、希望をかなえるための挑戦を持続的に支援できるよう、平成30年度当初予算において、超過課税の税収の12%を原資とする「子ども基金（仮称）」を創設し、企業も含めた社会全体で子どもたちを応援していくための財源を安定的に確保する。
- また、超過課税配分率の見直しにより、福祉基金については、超過課税配分率を35%から25%に変更し、従来同様、保健福祉の向上を図るために活用する。

3 子ども基金（仮称）の創設にかかる基本的な考え方

- 平成30年度は、国民健康保険の都道府県化、地域包括ケアシステムの構築など、地方自治体に関わる社会保障制度の大きな転換期であり、的確な行政運営を図るため、本県の行政組織も、現行の健康福祉部を「子ども・福祉部（仮称）」と「医療保健部（仮称）」の2部に再編・充実する予定である。
- こうした中、医療・介護・福祉等に関する施策の財源措置を概観すると、医療・介護には社会保険制度があり、企業を含め社会全体で支える仕組みが確立していることに加え、地域医療介護総合確保基金など国において財源の手当が一定なされている。

- 一方、子ども・子育て施策に関しては、社会全体で支える持続可能性の高い制度はなく、現政府における検討も、教育無償化や保育の量的確保に限定された内容であり、子どもの貧困対策や社会的養護などを含む子ども・子育て施策全般を視野においた財源議論は十分になされていない。
- 今、少子化対策をはじめ、子どもの貧困対策、児童虐待の防止、待機児童の解消、社会的養護の推進など、子ども・子育て施策の課題は山積しており、様々な政策を総動員して取り組む必要がある。加えて、これらは成果が出るまでに時間を要することから、政策の持続可能性を同時に確保しなければ、成果は望むべくもない。
- 以上のことから、平成30年度、本県は「未来志向」の観点に立ち、社会保障制度の大きな転換や行政組織の再編を行うこのタイミングをとらえ、企業を含めた社会全体で子どもたちを支援する持続可能な財源として、「子ども基金（仮称）」を創設する。

4 子ども基金（仮称）の対象となる事業（案）

- ①生まれ育った環境に左右されず、貧困や格差を再生産させないための事業
（例）貧困対策、社会的養護、虐待対策 等
- ②人生を豊かに輝かせるための基礎となる家庭教育、幼児教育に係る事業
（例）家庭教育応援、幼稚園・保育所等 等
- ③結婚や妊娠・出産、子育ての希望がかなうみえを実現するための事業
（例）男性の育児参画、不妊治療、母子保健、放課後対策 等